

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

子育て環境の充実を図るための三川町子育て交流施設整備事業計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

山形県東田川郡三川町

3 地域再生計画の区域

山形県東田川郡三川町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

三川町は、山形県の日本海側に位置し、北に位置する人口10万人強の酒田市、南に位置する人口約13万人の鶴岡市との間に挟まれた人口約7,400人、総面積33.22平方キロメートルの小さな町である。

地方創生が叫ばれるなか、三川町においても急速な少子高齢化とともに、都市部への若者の人口流出が止まらず、地域経済が徐々に衰退し、地域の活力が失われていくことが懸念されている。最近では、20～30代女性の県外転出が多く、女性の場合、一度県外に出るとほとんどが地元に戻ってこない傾向にある。また、国立社会保障人口問題研究所の推計による将来人口によれば、今後さらに人口減少の一途をたどる見通し（2040年には6,000人を割り込み、5,511人となる見通し）となっており、いかに人口減少に歯止めをかけられるかが課題となっている。

そのため、三川町では人口減少対策の重点施策として、子育て支援策の充実に力を入れ、子育てしやすい環境の整備による三川町への定住、三川町に移住し子供を産み育てたいと思っただけのような事業を積極的に展開していく必要がある。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

三川町は、人口減少対策の重点施策として、子育て支援策の充実を掲げ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を展開している。出産祝い金や中学生までの医療費完全無料化等といった町独自の施策を展開してきたが、このたび、さまざまなソフト事業に加えて、「子育て支援」「学童保育」「地域交流」の要素を併せ持った「子育て交流施設」を整備し、良好な子育て環境の整備を図っていく。さらには、「子育て交流施設」の周辺に住宅団地を配置することで、子供を産み育てやすい環境の充実を図り、人口減少に歯止めをかけることを目指すものである。

また、出産後も引き続き就労する保護者が多くなり、「保育」や「学童保育等」の希望が増えてきている。「子育て交流施設」を整備することで、長期にわたって安心して子供を預け、就労できるような、子供にも保護者にも優しい総合的な子育て支援を目指すものである。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2019年度 増加分 1年目	2020年度 増加分 2年目	2021年度 増加分 3年目	2022年度 増加分 4年目	2023年度 増加分 5年目	KPI 増加分 の累計
施設利用による保護者の就労可能時間数 (時間/年)	36,192	0	9,280	18,560	18,560	18,560	64,960
子育て交流施設の延べ利用者数 (子育て支援センター・学童保育・地域交流多目的ホール分) (人/年)	28,603	0	4,000	1,800	1,800	1,800	9,400
出生数 (人/年)	73	0	10	10	10	10	40

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生拠点整備交付金（内閣府）：【A3007（拠点整備）】

① 事業主体

2に同じ

② 事業の名称

子育て環境の充実を図るための三川町子育て交流施設整備事業

③ 事業の内容

本事業は、人口減少対策が最大の課題である三川町において、子育て環境の充実を図ることで、三川町で子供を産み育てたいと思っただけのようなまちづくりを行い、町外への人口流出を食い止めるために、子育て世代の子育てニーズをもとに、「子育て支援」「学童保育」「地域交流」の3つの要素を併せ持った複合施設として「子育て交流施設」を整備するものである。

子育て世代にやさしいまちづくりを掲げる三川町では、子育て世代の転入等が増加し、出生率も平成28年度実績で年9.7、一人の女性が出産可能とされる15～49歳までに産む子供の数の平均を表した合計特殊出生率も平成28年度の実績値で2.11と全国平均を大きく上回っており、子育て需要は年々高まっている状況である。

一方、子育て需要に対応するための受け入れ体制についてであるが、現在、三川町には、保育園施設内に設置している「子育て支援センター」や旧地区保育園を活用した「学童保育所」はあるものの、利用する乳幼児や児童の増加もあり、いずれの施設も手狭なうえ、老朽化も著しく、改修を望む声が多い。施設の再整備や保育人材の確保を行うことにより、より多

くの子供たちの受け入れが可能となるほか、保護者は安心して子供を預けられ、仕事の継続や新たな就労が可能となることで、所得の向上にもつながり、地域の活性化が図られるものと期待される。

また、「子育て交流施設」の整備後は、子育て世帯の子育てニーズを取り入れながら、施設の周辺に良好な住宅団地を整備する予定であり、魅力あふれる居住環境を提供する予定である。

さらに、ハード事業に併せて、町独自の出産祝い金の支給や中学生までの医療費の完全無料化等といったソフト事業を継続実施していく。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

三川町には、町営の保育園が1箇所、幼稚園が1箇所、小学校が3箇所あるほか、社会福祉法人が運営する保育園1箇所、町民等が自主的に運営している学童保育所1箇所と連携して一体的な子育て支援を行っている。

町営の施設はいずれも手狭もしくは老朽化が進んでいる一方で、最近の保育ニーズは、子供を施設で保育し、自ら就労を希望するといったものが多く、町立保育園内で行われている子育て支援センターの充実を望む声や、小学校からの下校後の時間に利用する学童保育の拡充を望む声が大きく、施設の一元化を図ることにより保護者（利用者）の利便性向上と、保育を提供する関係機関とのさらなる連携強化を行う必要がある。町は施設を拡充させ、経済的な支援等を行いながら、子育て支援センターや学童保育所の保育者の確保を図ることで、より多くの児童等の保育環境を充実させることができる。

【政策間連携】

子育て交流施設は、子供たちが地域の人たちとふれあうことができる多目的ホールも兼ね備えた複合施設となっている。現在、町では、幼稚園や学校では学ぶことのできない社会教育事業を実施しており、子供たちが地域の方々と交流することで、将来を担う子供たちにさま

さまざまな経験・体験をさせ、社会に通用する人材を育成することも子育てで交流施設整備の狙いの一つと位置づけている。

【地域間連携】

庄内地域における就労先の多くは、三川町に隣接する鶴岡市及び酒田市となっている中、三川町は、庄内地域の中央に位置する地理的条件もあり、居住地や勤務地等の関係から、自治体の垣根を越えて保育園や幼稚園、子育て支援センター等を利用する方々もおり、保育ニーズに合わせた柔軟な支援体制を構築することとしている。

【自立性】

子育て交流施設の整備後には、その周辺に良好な住宅団地を整備することを計画している。住宅団地は、子育て交流施設のほか、町役場や都市公園も隣接する土地に整備する予定である。住宅団地の整備にあたっては、子育て世代の意見を十分取り入れて、保護者が安心して子育てできる魅力のある住宅団地にする予定である。

- ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））
4-2の【数値目標】に同じ。

- ⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

毎年度、年度末におけるK P Iの達成状況を所管課より提出してもらい、三川町企画調整課で取りまとめる。

【外部組織の参画者】

町内会長連絡協議会、町消防団、町民生児童委員会、町保健委員協議会、町食生活改善推進協議会、町教育委員会、町公民館主事協議会、町体育協会、町P T A連合会、町芸術文化協会、町農業委員会、町老人クラブ連合会、町子育てサークル、元町議会議員、庄内銀行、庄内たがわ農業協同組合、出羽商工会、産直施設

【検証結果の公表の方法】

「三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る評価委員会」を開催し、資料及び会議概要については三川町ホームページで公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007（拠点整備）】
総事業費 1,224,720千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 放課後子ども教室推進事業

ア 事業概要

将来を担う子供たちにさまざまな経験・体験をさせ、社会に通用する人材を育成するための一つとして、放課後や休日を利用した幼児及び小学生に対する学びの場を提供するとともに自然体験学習等を実施する。

イ 事業実施主体

山形県東田川郡三川町

ウ 事業実施期間

2019年度～2024年度

(2) 生涯学習活動実践事業

ア 事業概要

活力と魅力にあふれた人づくりを推進するため、保護者に対する家庭教育、ブックスタート事業（幼児に対する本の読み聞かせ）等を実施する。

イ 事業実施主体

山形県東田川郡三川町

ウ 事業実施期間

2019年度～2024年度

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部有識者の参画】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。